

「とりまとめに向けた考え方について（基礎自治体のあり方）」案の概要（埼玉県作成）
（H25.4.30 第 30 次地制調第 32 回専門小委員会配布資料）

1 基礎自治体の抱える課題

（人口減少・少子高齢社会）

- ・住民に身近な行政サービスをどのようにして持続可能なかたちで提供していくか。

（東日本大震災の教訓・課題への対応）

- ・大災害時においても基礎自治体はその行政機能を維持することが重要ではないか。
（広域的な連携、事前の備えへの機運が高まっているのではないか）

（今後の基礎自治体における住民サービスの提供）

- ・引き続き市町村の行財政基盤の強化を図ることが必要ではないか。
- ・自主的な合併の支援は必要だが、更なる合併の進捗は想定できないのではないか。
- ・自主的な市町村合併のほか、共同処理方式による市町村間の広域連携や都道府県による補完など多様な選択肢を用意し、それぞれの市町村が最適な仕組みを自ら選択できるようにすることが必要ではないか。

2 基礎自治体の住民サービスの提供のあり方

（1）市町村間の広域連携

① 現行の広域連携について

（市町村間の広域連携に対するニーズ）

- ・中長期的に、近隣市町村との共同処理を行うことが必要と考える市町村は多い。

（現行の事務の共同処理制度の課題）

- ・一部事務組合・広域連合・協議会・機関の共同設置・事務の委託にはそれぞれ課題があるのではないか（迅速な意思決定が困難など）。

② 新たな広域連携の制度の必要性

（新たな広域連携の制度の検討）

- ・広域連携を一層進めるため、より弾力的な広域連携の制度の検討が必要ではないか。
- ・人口減少・少子高齢社会においては、定住自立圏のような仕組みが重要ではないか。三大都市圏でも同様ではないか。
- ・現行の共同処理方式以外の柔軟な連携を可能とする仕組みの制度化が必要ではないか。

（合意形成手続、合意未実行時の調整方法、民法上の契約等では不十分な点、近隣市町村が連携を望まない場合などの検討が必要ではないか）

(広域連携の促進に向けた留意点)

- ・ 中心市・近隣市町村のそれぞれのメリットを示す必要があるのではないか。
- ・ 新たな広域連携の仕組みを踏まえた財政措置のあり方を検討すべきではないか。
- ・ 地方自治法に基づかない広域連携についても促していくべきではないか（民法上の契約等）。

(2) 都道府県による補完

- ・ 小規模市町村に処理困難な事務があったときに、市町村間の広域連携では課題の解決が難しい場合には、都道府県が市町村に代わって処理する役割を担うという考え方についてどう考えるか。
- ・ 地方公共団体間の柔軟な連携の仕組みを制度化・活用して都道府県が市町村に代わって処理することについてどう考えるか。
- ・ 過疎対策等における事業の代行制度について、対象拡大、地方公共団体間の柔軟な連携の仕組みの制度化等多様な選択肢を用意することで、都道府県と市町村の自主的な取組を促していくとの考え方についてどう考えるか。
- ・ 市町村間の広域連携の促進に向けた留意点について、都道府県による補完の場合にはどのように考えるか。

(3) 民間部門等の活用

- ・ 地方公共団体間で連携して民間部門等を活用する取組が進んできていることも評価すべきではないか。
- ・ 民間部門の専門的人材の活用も有用ではないか（災害対応・監査など）。
- ・ 専門的人材を共同で集める必要もあるのではないかと（市町村技術系職員の不足等）。

3 「平成の合併」後の基礎自治体における課題への対応

(1) 合併市町村

- ・ 行財政効率化、広域的なまちづくり推進などの成果が現れているのではないかと。
- ・ 合併の効果の発現には一様でない面もあるのではないかと（小規模団体では合併後も専門職員不足など）。
- ・ 旧市町村地域の振興、公共施設統廃合、住民の声の反映などに課題が生じているのではないかと。
- ・ 合併による区域の広域化を踏まえた財政措置を検討すべきではないか。

(2) 大都市圏の市町村

- ・ 急速な高齢化、人口急増期に整備した公共施設が一斉に更新時期を迎える。
- ・ 面積の小さな市町村が数多く存在、一体性のある広域的なまちづくりに支障があるのではないかと。
- ・ 今後の市町村合併について判断材料となる成果や課題など十分な情報提供が必要ではないか。
- ・ 新たな広域連携制度は、大都市圏の市町村間の広域連携を促すことに資する必要があるのではないかと。